

**「女性活躍加速のための重点方針 2015」に
基づく来年度予算要求等の検討状況**

（女性の参画拡大に向けた取組について）

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(1) 行政分野
小項目	② 国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくため、職員数の男女比に応じた各役職段階への登用につながるよう、「女性職員登用加速化重点項目」として以下の取組を強力に推進する。 ・女性職員育成加速化 若手からのキャリア育成支援、育児等を理由に昇任を希望しない等の結果として昇任が遅れている中堅女性職員のキャッチアップ、育児中職員の支援の充実、女性の国家公務員志望者拡大に資する戦略的広報の拡充 ・柔軟な人事管理と管理職の意識の変革 年次にとらわれない積極的な女性登用、女性職員の計画的育成のための柔軟な人事管理の実施、転勤を育児期等のキャリア形成の阻害要因にしないための方策の検討、女性職員活躍・ワーク・ライフ・バランス推進に係る現状把握・課題分析のための指標の開発、全管理職員を対象とした意識改革、女性職員の活躍・男女のワーク・ライフ・バランスを進める管理職に対する適切な人事評価の徹底 ・男女双方の働き方改革 今夏からの「夏の生活スタイル変革」(ゆう活)、フレックスタイム制度導入の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進、より効率的な勤務時間管理手法の検討
該当施策名 (事業名)	「女性職員登用加速化重点項目」
該当施策の背景・目的	女性国家公務員の採用については、将来における登用の拡大に資するよう、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で 30%以上とすることを目標としてきたところ。平成 27 年 4 月 1 日における女性の採用割合は 31.5%となり、目標を達成した。 女性国家公務員の登用については、第 3 次男女共同参画基本計画において、指定職 3%程度、本省課室長相当職以上 5%程度、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上 10%程度という目標が掲げられているところ。平成 26 年 9 月時点で指定職が 2.8%、本省課室長相当職以上が 3.3%、平成 26 年 1 月時点で国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上が 5.6%となっており、2 年前に比べ大きく拡大するなど安倍政権となってから着実に上昇している。 まず「隗より始めよ」の観点から、「女性職員登用加速化重点項目」を定め、国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくこととした。
該当施策の政策手段の分類	☒ A 法令・制度改正 ☐ B 税制改正要望 ☒ C 予算 27 年度予算： 26,851 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： ☒ 新規 ☒ 拡充 ☐ 継続 ※該当するものに○をしてください。 ☐ D 機構定員要求 ☐ E その他(具体的に：)

該当施策概要	国家公務員については、率先して女性の活躍の推進に取り組んでいるところ。 具体的には、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という３つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を、平成 26 年 10 月に各府省の事務次官級の会議において決定した。各府省は、女性職員の採用・登用に関する新たな目標数値等を盛り込んだ取組計画を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。 国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくため、職員数の男女比に応じた各役職段階への登用につながるよう、 ・ 女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的な育成、 ・ イクボス及び女性職員の活躍促進に資する取組を行う管理職を増やすため、新たな研修の実施及び管理職全員が受講する e ラーニング開発、 ・ ワークライフバランス実現のために、今夏からの「ゆう活」、フレックスタイム制度導入の検討等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進等の取組を強力に推進していく。
問い合わせ先 部局課	内閣官房内閣人事局（女性活躍促進・ダイバーシティ担当）

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(1) 行政分野
小項目	①(略) 各府省及び地方公共団体が同法に基づいて行う、特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、適切な形で「見える化」するための取組を検討し、平成 28 年 4 月の施行に合わせて実施する。
該当施策名 (事業名)	女性活躍推進状況サイト(仮称)の開設
該当施策の背景・目的	(背景) 平成 27 年通常国会において審議中の女性活躍推進法案が成立した場合、国及び地方公共団体に対し、特定事業主行動計画の策定・公表、当該事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表、及び女性の職業生活における活躍に関する情報の定期的な公表を義務づけることとなる。加えて、同法では、地方公共団体に対し、女性活躍に係る推進計画の策定に努めることを求めていることから、これらの策定状況、内容、取組の実施状況等をフォローアップし広く一般に情報提供を行うことが必要となる。 (目的) 女性活躍推進法(成立した場合)に基づき国及び約 1,800 の都道府県・市区町村等の特定事業主が策定する事業主行動計画における数値目標や当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について、とりまとめて公表することにより、各機関・各地方公共団体における女性活躍に向けた更なる取組の促進を図る。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ☒ C 予算 27 年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： ☒ 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 ☐ D 機構定員要求 E その他(具体的に：)
該当施策概要	国の機関及び約 1,800 の都道府県・市区町村等の特定事業主が策定する事業主行動計画における数値目標や当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について、一覧で閲覧することができるフォローアップサイトを内閣府ホームページ内に開設し、各機関や関係機関のホームページと相互リンクを設定しつつ、広く一般にわかりやすい形で情報提供を行う。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局推進課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- 女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。

女性活躍推進状況サイト(仮称)の開設

＜目的＞ 平成27年通常国会にて審議中(平成28年4月1日全面施行予定)の女性活躍推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関が策定する特定事業主行動計画における数値目標や当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について、国民に分かりやすい形で情報提供を行うことで、社会全体の女性活躍推進に向けた取組を促す。

＜サイトの構成＞

国及び約1,800の地方公共団体(都道府県・市区町村)等が策定した特定事業主行動計画、女性の職業選択に資する情報、地方公共団体が策定した推進計画の内容について、とりまとめ一覧にて公開を行う。

○掲載例

- 国及び地方公共団体の機関等の特定事業主が策定する目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定状況及び内容
- 特定事業主が定期的に公表する女性の職業選択に資する情報
【例】①女性採用比率、②女性管理職比率 等
- 都道府県及び市区町村において策定される推進計画の策定状況及び内容 等

国	事業主行動計画の内容 関連リンク(…go.jp)等	女性活躍に関する情報			…
		①女性採用比率	②女性管理職比率	…	
A省					
B庁					

地方の機関	事業主行動計画の内容 関連リンク(…go.jp)等	女性活躍に関する情報			…
		①女性採用比率	②女性管理職比率	…	
B県		5			
C市／区／町／村					

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(2) 経済分野
小項目	① 女性活躍推進法案の成立を受け、同法の着実な施行に努めるとともに、 <u>女性活躍のための採用・登用の促進や労働環境の整備について、中小企業に対する相談支援体制の構築や課題分析を行うツールの提供等の支援を進める</u> 。また、事業主が同法に基づいて行う、一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表をより効果的なものとするため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」のデータベースにより多くの企業情報を集約させるとともに、求職者のユーザビリティ向上に向けた拡充を図るなど、企業の取組の「見える化」を推進することにより、女性が活躍しやすい企業であるほど優秀な人材等が集まる社会環境を整備し、企業における女性の活躍をより一層加速化させる。
該当施策名 (事業名)	中小企業に対する相談支援体制の構築
該当施策の背景・目的	平成28年4月から、女性活躍推進法（現在国会審議中）に基づく一般事業主行動計画等の策定・公表や情報公表などが大企業に義務化、中小企業に努力義務化されるところであるが、中小企業においても、女性の活躍推進の重要性を理解し、取組を加速化させていくことが必要である。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：検討中）
該当施策概要	「女性活躍加速のための重点方針 2015」の趣旨を最大限に踏まえて最も効果的な対応ができるよう、様々な角度から鋭意検討を進めているところ。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(2) 経済分野
小項目	① 女性活躍推進法案の成立を受け、同法の着実な施行に努めるとともに、 <u>女性活躍のための採用・登用の促進や労働環境の整備について、中小企業に対する相談支援体制の構築や課題分析を行うツールの提供等の支援を進める</u> 。また、事業主が同法に基づいて行う、一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表をより効果的なものとするため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」のデータベースにより多くの企業情報を集約させるとともに、求職者のユーザビリティ向上に向けた拡充を図るなど、企業の取組の「見える化」を推進することにより、女性が活躍しやすい企業であるほど優秀な人材等が集まる社会環境を整備し、企業における女性の活躍をより一層加速化させる。
該当施策名 (事業名)	ポジティブ・アクション「見える化」事業
該当施策の背景・目的	女性の活躍推進に向けた取組を実施するに当たっては、各企業が的確に現状分析を行い、それに基づき行動計画を策定し実施することが効果的であるが、企業によってはどのように取り組めばよいのかノウハウがないところがあることから、課題分析とそれに基づく女性活躍推進に向けた取組を支援するためのツールが必要である。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ☒ ③ 予算 27 年度予算： 35,920 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	各企業が、女性活躍推進法に基づく行動計画策定の前提となる女性の活躍状況の把握や解決すべき課題の分析を的確に行うことができるよう、支援ツールを作成し、インターネットで公表することを予定。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(2) 経済分野
小項目	① 女性活躍推進法案の成立を受け、同法の着実な施行に努めるとともに、女性活躍のための採用・登用の促進や労働環境の整備について、中小企業に対する相談支援体制の構築や課題分析を行うツールの提供等の支援を進める。また、事業主が同法に基づいて行う、一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表をより効果的なものとするため、「 <u>女性の活躍・両立支援総合サイト</u> 」のデータベースにより多くの企業情報を集約させるとともに、求職者のユーザビリティ向上に向けた拡充を図るなど、企業の取組の「見える化」を推進することにより、女性が活躍しやすい企業であるほど優秀な人材等が集まる社会環境を整備し、企業における女性の活躍をより一層加速化させる。
該当施策名 (事業名)	企業の「見える化」推進
該当施策の背景・目的	企業の女性の活躍に向けた取組の加速化に向け、インセンティブを強化するためには、企業における女性の活躍に関する情報を一覧化し、女性の活躍に積極的に取り組む企業ほどユーザーに選ばれるという社会環境をつくっていくことが重要である。また、平成28年4月からは、女性活躍推進法（現在国会審議中）に基づく一般事業主行動計画等の策定・公表や情報公表等が大企業に義務づけられるところであり、同法に基づく開示情報も含め、一層の情報集約を行うとともに、ユーザビリティを高める必要がある。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：検討中 ）
該当施策概要	「女性活躍加速のための重点方針 2015」の趣旨を最大限に踏まえて最も効果的な対応ができるよう、様々な角度から鋭意検討を進めているところ。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

[illegible]

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	1. 女性参画拡大に向けた取組
中項目	(2) 経済分野
小項目	② 各企業の人事担当の意識が女性登用に積極的になるよう、女性活躍推進法案に基づき、各企業が行動計画を策定する際に踏まえることとされる指針において、効果的な取組を盛り込むことを含め検討するとともに、好事例の展開など広報啓発活動などを行う。また、 <u>民間企業において女性の管理職としての中途採用が行いやすくなるよう、現行の労働法令等の解釈・運用の在り方を見直す。</u>
該当施策名 (事業名)	女性管理職の中途採用を行いやすくするための均等法関連指針の見直し
該当施策の背景・目的	女性活躍推進法案に基づき、企業が今後女性の採用、登用等のあらゆるステージにおいて女性の活躍に向けた積極的な取組を行うことが期待される中、民間企業において、女性の管理職としての中途採用が行いやすくなるよう、現行法令の解釈・運用の在り方を見直す。
該当施策の政策手段の分類	☒ A 法令・制度改正 ☐ B 税制改正要望 ☐ C 予算 27 年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 ☐ D 機構定員要求 ☐ E その他（具体的に： ）
該当施策概要	労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（平成十八年厚生労働省告示第 614 号）第 2 の 14 においては、男女雇用機会均等法第 8 条に定めるポジティブ・アクションとして、雇用管理区分毎における女性労働者と男性労働者の数を比較して女性労働者が相当程度少ない場合に、募集・採用に当たって女性に優先的な取扱いをすることが可能である旨を定めているが、この解釈・運用の在り方について、労働政策審議会において検討を行う。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課